

酒税の輸出免税に係る手続が簡素化されました

～ 酒類の輸出を行っている酒類業者のみなさまへ ～

令和2年6月

国 税 庁

酒類の輸出免税に係る手続について

酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税が免除されます。

酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、輸出した酒類の税率適用区分、数量を記載した酒税納税申告書を期限内に提出するなど、所定の手続を行う必要があります。

手続簡素化の概要 ①

これまででは、酒税納税申告書に輸出した酒類の明細書を添付しなければなりませんでした。令和2年4月1日以後に提出期限が到来する納税申告書より、輸出した酒類の明細書の添付が不要となります。

※ 酒税納税申告書や税額算出表は、これまでどおり、申告期限内に提出が必要です。

CC1-5205-1

平成・令和 年 月分
平成・令和 年 月 日分

酒 税 納 税 申 告 書

年 月 日	(製造場の所在地及び名称) 〒 - - 電話番号 - -	申告区分	調査区分
申告者 税務署長殿	(住所) 〒 - - 電話番号 - -	申告年月日	
	(氏名又は名称及び代表者氏名)	調査年月日	
		審査者印	

下記のとおり酒税の納税申告書（期限内申告書）を提出します。

期限内
に提出

CC1-5205-2

平成・令和 年 月分
平成・令和 年 月 日分

税 額 算 出 表

区 分	酒 類 の 種 類 ・ 品 目 等	ア ル コ ー ル 分 別	① 総 移 出 数 量	② 未 納 税 移 出 数 量	③ 輸 出 免 税 数 量	④ 課 税 標 準 数 量 (①-②-③)	⑤ 税 率	⑥ 税 額	⑦ 控 除 後 税 額 (⑥-⑧)	⑧ 控 除 税 額	⑨ 算 出 税 額 (⑥-⑧) 又は (⑦-⑧)	備 考
1												
2												
3												

CC1-5418

輸 出 免 税 酒 類 輸 出 明 細 書 兼
輸 出 酒 類 販 売 場 に お け る 購 入 明 細 書

酒 類 の 品 目 別 等	そ の 他 の 区 分	ア ル コ ー ル 分 別	容 器 の 容 量		数 量	輸 出 年 月 日 又は 販 売 年 月 日	仕 向 地	輸 出 港 の 所 轄 税 関	輸 出 者 又 は 国 際 第 二 種 貨 物 利 用 運 送 事 業 者	
			度	ml					個	ml
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										

参考事項

輸出した酒類の
明細書の添付が
不要となります

